

令和4年10月18日
江東区経理課契約係

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用について

江東区では、昨今の急激な資材価格の高騰を踏まえ、より実勢に沿った対応が可能となるよう、工事請負契約書第26条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の運用を下記のとおり適用することとしましたので、お知らせいたします。

請求にあたっては、下記をご確認の上、工事主管課と十分な協議をお願いいたします。

記

1 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の適用について

（1）適用対象工事

契約書に単品スライド条項が規定されている工事で、かつ当該請求日以降の残工期（部分引渡しにあっては、当該部分に係る残工期）が2月以上ある工事

（2）対象資材

①鋼材類及び燃料油

②①以外で「主要な工事材料」として当該工事に主に使用される材料

（3）契約変更の条件

品目ごとの材料価格の変動額が、基準額（対象工事金額の1%）を超えた場合に変更を行う。

（4）契約変更の時期

工期（部分引渡しにあっては、当該部分に係る工期）の末に行います。

（5）運用の詳細

別紙「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用基準」のとおり。

2 請求方法

工期の2か月前までに、書面（様式1）に各対象材料の購入価格等を証明する書類（参考様式1-1ほか）を添付し、工事主管課へ提出してください。提出後、各対象材料について、変動後の数量や単価の確認を行い、スライド額（案）を算出し、スライド額を決定します。スライド額に係る契約変更の事務手続は、工期末に経理課と行います。

3 問い合わせ先

総務部経理課契約係 03-3647-9037（直通）